

資料 7-1 行政区別認定数

(平成29年3月末現在)

事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数	事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数
		治ゆ等	死亡	他指定 地域 転出				治ゆ等	死亡	他指定 地域 転出	
北	585	245	198	27	115	東淀川	1,034	479	343	46	166
都島	817	333	303	28	153	東成	662	199	320	26	117
福島	889	283	461	18	127	生野	2,538	899	1,214	100	325
此花	3,304	1,615	1,244	55	390	旭	955	392	367	49	147
中央	435	141	191	17	86	城東	3,358	1,419	1,197	116	626
西	763	441	196	18	108	鶴見	1,241	494	387	53	307
港	1,846	858	715	30	243	阿倍野	621	207	279	29	106
大正	2,212	1,126	711	51	324	住之江	1,579	669	570	51	289
天王寺	358	159	124	18	57	住吉	1,188	489	476	45	178
浪速	832	299	408	29	96	東住吉	1,251	478	545	38	190
西淀川	7,037	3,498	2,647	139	753	平野	1,577	664	576	56	281
淀川	1,831	818	650	70	293	西成	2,935	824	1,636	70	405
						総計	39,848	17,029	15,758	1,179	5,882

資料 7-2 認定疾病別内訳

(平成29年3月末現在)

病名	慢性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゅ	計
被認定者数	861	4,886	0	135	5,882

資料 7-3 障害等級別内訳

(平成29年3月末現在)

等級	特級	1級	2級	3級	級外	その他	計
被認定者数	0	3	461	3,669	1,459	290	5,882

- (注) 特級 ..... 労働不能、常時介護を要する状態  
 1級 ..... 労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態  
 2級 ..... 労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態  
 3級 ..... 労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態  
 級外 ..... 3級に該当しない状態  
 その他 ..... 等級未決定者

資料 7-4 補償給付

種 類	給 付 内 容
療養の給付	被認定者が指定疾病について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療養手当	被認定者が指定疾病について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 23,300円(通院日数4日以上14日以内)～36,500円(入院日数15日以上)
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額 男子 222,200円 ～ 370,100円 女子 176,900円 ～ 229,300円 障害等級 特 級 基礎月額＋介護加算(45,900円) 1 級 基礎月額 2 級 " の50% 3 級 " の30%
遺族補償費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額 (100%起因する場合) 男子 194,500円 ～323,900円 女子 154,600円 ～200,700円
遺族補償一時金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がない場合等に一定範囲の遺族に一時金として支給 支給額 (100%起因する場合) 基礎月額×36月
葬 祭 料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給 支給額 335,500円 ～ 671,000円

(注) 表中の支給金額は、平成29年4月1日現在